

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 2 月 13 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆財政運営に係る厚生労働省宛要望事項等の提出について◆

2 月 12 日に信託協会年金部会より、昨今の運用環境悪化に対応した「財政運営に係る要望事項等」を厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課宛に提出しております。

要望項目は財政運営基準を長期的な視点で適正化する要望項目（1. 財政運営に係る見直しについて、計 4 項目）と短期的な財政悪化から企業年金を守るために必要な緩和措置に関する要望項目（2. 財政運営に係る緩和措置の提言について、計 7 項目）とに分けて要望を行っております

また、対象は厚生年金基金、確定給付企業年金に加え、確定給付企業年金制度への移行を予定している適格退職年金に関する要望も加えています。

（詳細は次頁をご参照ください）

財政運営に関する動向については今後も引き続き状況を注視して参ります。

（以下次頁）



1. 財政運営に係る見直しについて

- ① 最低責任準備金の適用利率 1 年 9 ヶ月遅れによる影響の極小化
 - ・ 最低責任準備金の適用利率が 1 年 9 ヶ月遅れていることの影響を極力小さくする要望
- ② 財政計算時の許容繰越不足金限度額までの不足金留保
 - ・ 許容繰越不足金を上回る不足金額のみを掛金化することを要望
- ③ 政府負担金の計算における支給停止を考慮するため乗する率 (0.875) の適正化
 - ・ 政府負担金の計算法における在職等による支給停止を考慮するため乗する率の見直し
- ④ 責任準備金の定義の変更
 - ・ 継続基準で責任準備金が最低責任準備金を下回ることを認める要望

2. 財政運営に係る緩和措置の提言について

- ① 平成 19 年度、20 年度の不足金及び適年 DB 移行時の評価損について弾力的な償却を可能とする措置
 - ・ 平成 19 年度、20 年度に発生した不足金及び適年 DB 移行時の評価損 (簿価-時価) について一定額を資産計上したうえで、複数年で償却 (費用計上) することを要望するもの
- ② 財政調整金勘定 (仮称) の導入
 - ・ 利差損を財政調整金として資産勘定に計上することを要望するもの
- ③ 平成 20 年度末基準財政再計算等に係る掛金変更期限の猶予
 - ・ 厚生年金基金において平成 19 年度決算で措置された掛金猶予を、厚生年金基金及び確定給付企業年金を対象を拡大し、平成 20 年度決算においても要望するもの
- ④ 掛金の払い込み猶予に関する措置
 - ・ 掛金の全額又は一部の払い込みについて 2 年程度の猶予を要望するもの
- ⑤ 資産の数理的評価方法の見直し
 - ・ 資産の数理的評価方法について見直し (平滑化期間の延長、許容乖離幅の拡大等) を要望するもの
- ⑥ 過去勤務債務について弾力的な償却を可能とする措置及び非継続基準抵触に伴う回復計画の回復期限の緩和
 - ・ 過去勤務債務の償却期間を 20 年より長くすること及び非継続基準に抵触し回復計画を策定する場合の回復期限を 10 年より長くすることを要望するもの
- ⑦ 特別掛金の段階的引上げにおける許容繰越不足金限度額の取扱いの変更 (厚生年金基金のみ)
 - ・ 特別掛金の段階的引上げにおける許容繰越不足金限度額の償却方法を見直すこと及び選択一時金の休止条件を削除すること

(以 上)

